



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法</li> </ul> <p>第138条の3第1項 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。</p> <p>第158条第1項 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茅ヶ崎市事務分掌条例</li> <li>・ 茅ヶ崎市事務分掌規則</li> </ul>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"><li>・茅ヶ崎市事務分掌条例</li><li>・茅ヶ崎市事務分掌規則</li></ul>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・ 地方自治法第172条 前十一条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。</p> <p>② 前項の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する。</p> <p>③ 第一項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。</p> <p>④ 第一項の職員に関する任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。</p> <p>・ 茅ヶ崎市職員定数条例</p>



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地方自治法第244条の2</li><li>・ 各施設設置条例</li></ul>



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・神奈川県条例「事務処理の特例に関する条例」